

NEW!!

平成29年4月から開始します！

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及びその方と生計を同じくする20歳未満の児童が、高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合に、民間事業者等が実施する高卒認定試験の対策講座の受講費用の一部を給付し、自立や生活の安定を応援します。随時受付をしますので、関心のある方はお気軽に御相談ください。

対象となる方

吉川市在住のひとり親家庭の親及びその方と生計を同じくする20歳未満の児童で、次のすべての条件を満たしている方。

- 1 高卒認定試験に合格することが、適職に就くために必要と認められる方。
- 2 過去に、この給付金の支給を受けたことがない方。
- 3 学校教育法第90条第1項に規定する大学に入学することのできる者でないこと。
- 4 児童扶養手当を受給している方、又は同様の所得水準未満の世帯の方。

※遺族年金や障害年金受給者のため児童扶養手当を受けていない方も、対象となる場合があります。

※扶養義務者（同居している配偶者、子、父母、孫、祖父母等）の所得超過により、対象とならない場合があります。

対象となる講座

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）のうち、事前に市の指定を受けた講座が対象となります。ただし、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は対象となりません。

必ず、受講申込み前に子育て支援課まで御相談及び手続きにお越しくください。

手続方法

1 事前相談（随時）

講座を受講する前に対象講座の指定申請が必要となりますので、講座内容がわかるもの（パンフレットなど）を持参して子育て支援課までお越しくください。

2 対象講座の指定申請書の提出

受講申込前に、給付金支給対象講座指定申請書及び添付書類を提出し、市から対象講座の指定を受けた後に受講申込してください。詳しくは、「配布用資料 高卒認定試験合格支援給付金支給のながれ」をご参照ください。

3 受講修了時給付金の支給申請

指定を受けた講座の受講を修了された方は、受講修了日から30日以内に次の必要書類を提出してください。

必要書類

- (1) 給付金支給申請書
- (2) 申請者及び対象児童の戸籍謄本（省略できる場合があります）
- (3) 児童扶養手当証書の写し
- (4) 児童扶養手当の支給を受けていない場合：申請者及び扶養義務者の課税証明書
※平成29年4月から7月までの間に申請する場合 28年度の証明
※平成29年8月から翌年7月までの間に申請する場合 29年度の証明
- (5) 給付金支給対象講座指定通知書の写し
- (6) 受講の修了を証明する書類（受講施設が発行するもの）
- (7) 領収書

4 合格時給付金の支給申請

指定を受けた講座の受講を修了された方が、受講修了日から2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合は、文部科学省合格証書に記載の日から40日以内に次の必要書類を提出してください。

必要書類

- (1) 給付金支給申請書
- (2) 申請者及び対象児童の戸籍謄本（省略できる場合があります）
- (3) 児童扶養手当証書の写し
- (4) 児童扶養手当の支給を受けていない場合：申請者及び扶養義務者の課税証明書
※平成29年4月から7月までの間に申請する場合 28年度の証明
※平成29年8月から翌7月までの間に申請する場合 29年度の証明
- (5) 給付金支給対象講座指定通知書の写し
- (6) 文部科学省が発行する合格証書

給付金の種類

1 受講修了時給付金（支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給するもの）

支給金額

- ・費用の20パーセントを支給します。（上限10万円）
- ・一部対象とならない経費があります。
- ・20パーセント相当額が4,001円以上にならない場合は、対象外です。

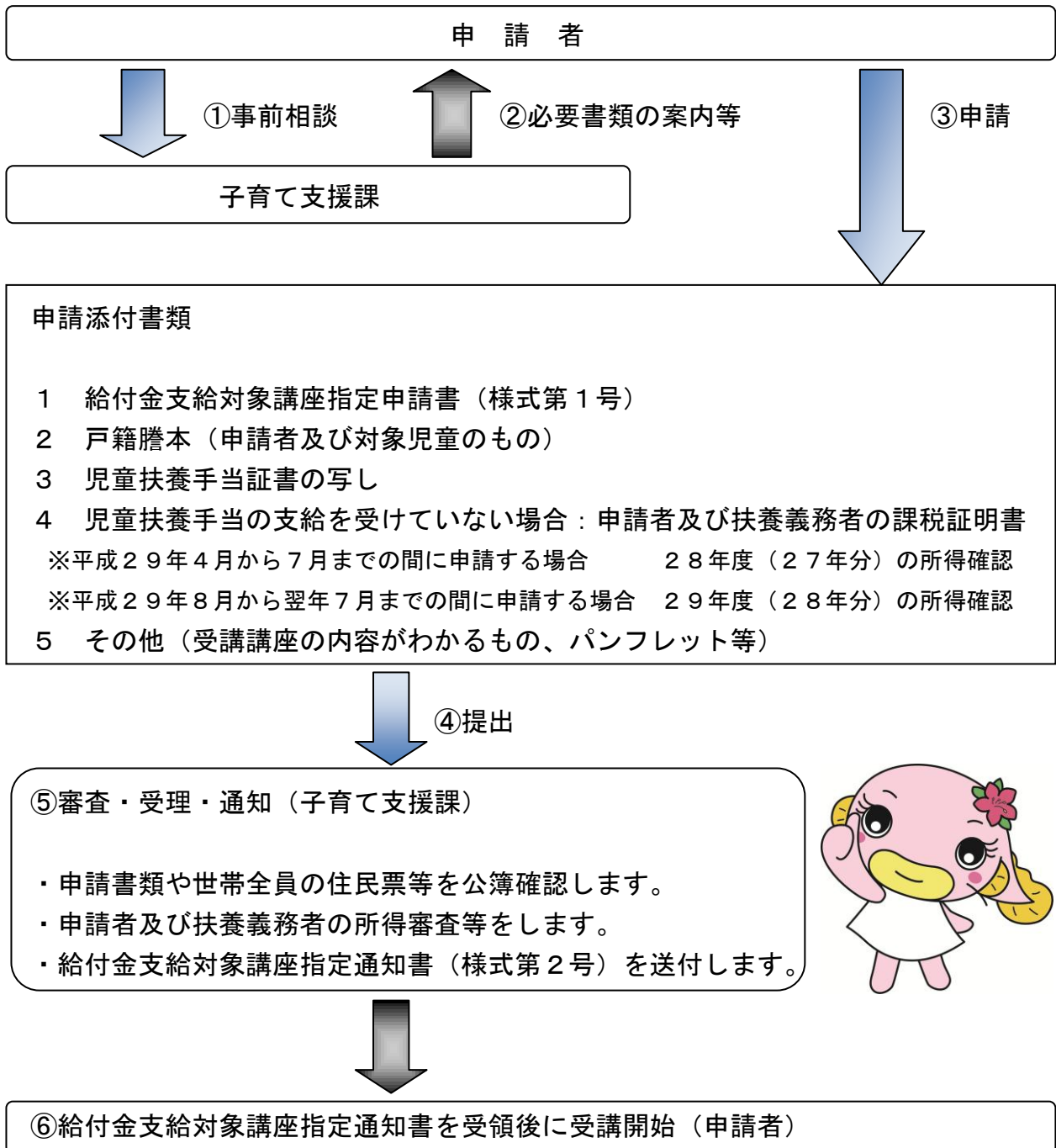
2 合格時給付金（受講修了時給付金を受けた者が受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給するもの）

支給金額

- ・費用の40パーセントを支給します。ただし、受講修了時給付金と合格時給付金の合計が15万円を超える場合は、15万円から受講修了時給付金の額を差し引いた額とします。
- ・受講修了時給付金を受けていない方は、対象外です。
- ・受講修了日から2年を経過した場合は、合格時給付金は対象外となります。

吉川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金について

1 受講修了時給付金について



お知らせ

- ・ 入学料及び受講料以外の費用は、支給対象から除きます。
- ・ 指定通知後に受講をやめた場合等は、その旨を吉川市へ報告してください。
- ・ 制度の都合上、独学で試験合格した場合は、給付金の対象者となりません。また、転出したり、ひとり親家庭でなくなった場合も支給対象となりませんので、あらかじめご了承ください。

2 給付金の支給申請について

(1) 受講修了時給付金

給付額：受講費用の20パーセント（上限10万円まで）

申請者（受講修了日から30日以内）

- ①給付金支給申請書（様式第3号）
- ②申請者及び対象児童の戸籍謄本（変更した場合）
- ③児童扶養手当証書の写し
- ④児童扶養手当の支給を受けていない場合：申請者及び扶養義務者の課税証明書
※平成29年4月から7月までの間に申請する場合 28年度（27年分）の所得確認
※平成29年8月から翌年7月までの間に申請する場合 29年度（28年分）の所得確認
- ⑤給付金支給対象講座指定通知書（様式第2号）の写し
- ⑥受講修了証明書
- ⑦領収書

子育て支援課（確認・通知書送付・支払）
・給付金支給決定通知書（様式第4号）を送付します。

(2) 合格時給付金 ※2年以内に全科目合格した場合

給付額：受講費用の40パーセント（上限あり、A+Bの合計15万円まで）

申請者（文部科学省合格証書に記載の日から40日以内）

- ①給付金支給申請書（様式第3号）
- ②申請者及び対象児童の戸籍謄本（変更した場合）
- ③児童扶養手当証書の写し
- ④児童扶養手当の支給を受けていない場合：申請者及び扶養義務者の課税証明書
※平成29年4月から7月までの間に申請する場合 28年度（27年分）の所得確認
※平成29年8月から翌年7月までの間に申請する場合 29年度（28年分）の所得確認
- ⑤給付金支給対象講座指定通知書（様式第2号）の写し
- ⑥文部科学省が発行する合格証書の写し

子育て支援課（確認・通知書送付・支払）
・給付金支給決定通知書（様式第4号）を送付します。



問い合わせ

吉川市役所子育て支援課 給付・相談係
電話 048-982-9529（直通）